

## ● ● ● 第4章 良好な環境を支える共通施策の推進 ● ● ●

### 第1節 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

#### 1 環境影響評価

国においては、環境影響評価を実施する前に、その方法について住民、知事等の意見を聴いて決める手続の導入や対象事業を定めた環境影響評価法を平成9年6月に公布し、平成11年6月から全面施行しました。（平成23年4月に改正環境影響評価法が成立・公布。平成25年4月から全面施行）

本県においては、環境影響評価法との整合を図るとともに、本県の特性を勘案した鹿児島県環境影響評価条例を平成12年3月に制定し、平成12年10月から全面施行しました。

（表4-1）

#### 2 土地開発行為に係る事前協議

県では、県土の無秩序な開発を防止し適正な土地利用を図ることを目的として「鹿児島県土地利用対策要綱」を、また、大規模な土地取引に対しては、関係法令の規制等について事前に指導するため「大規模取引事前指導要綱」を制定しています。

両要綱に定められた土地開発行為については、都市計画法、農地法、森林法等の個別規制法令に基づく許認可申請や届出の前に、事業計画の内容等について、「県環境基本条例」、「県環境基本計画」及びその他環境関係法令に基づき環境保全の観点から検討を行い、適切な指導を行っています。

また、国土利用計画法に基づき、土地の売買に際して、必要に応じ、環境保全面からの配慮事項について意見を述べています。

平成28年度の事前協議等の件数は、下記のとおりです。

- ・国土利用計画法に基づく土地売買等届 …………… 76件
- ・土地利用変更協議 …………… 7件

表4-1 環境影響評価の対象事業及び規模

種 類	上：法第1種事業規模 下：法第2種事業規模	条例一般地域規 模	条例特定地域規 模
高速自動車国道 道路 (一般国道、県道 市町村道、農道) 道路(林道)	すべて (一般国道) 4車線以上、10km以上 7.5km以上10km未満 (山のみち地域づくり交付金により整備される林道) 幅員6.5m以上、20km以上 幅員6.5m以上、15km以上20km未満	4車線以上、 6km以上  幅員6.5m以上、 10km以上	4車線以上、 4km以上  幅員6.5m以上、 7km以上
ダム、堰、湖沼水位調 節施設、放水路	100ha以上 75ha以上100ha未満	新築 40ha以上 増築:40ha以上かつ 20ha以上増加	新築 30ha以上 増築:30ha以上かつ 15ha以上増加
新幹線鉄道	すべて		
普通鉄道及び新設軌道	10km以上 7.5km以上10km未満	5km以上	3km以上
飛行場	2,500m以上 (延長500m以上) 1,875m以上 (延長375m以上)	1,250m以上 (かつ、延長が) 250m以上	900m以上 (かつ、延長が) 180m以上
水力発電所	3万kW以上 2.25万kW以上3万kW未満	1.5万kW以上	1.1万kW以上
火力発電所	15万kW以上 11.25万kW以上15万kW未満	7万kW以上	5.5万kW以上
地熱発電所	1万kW以上 0.75万kW以上1万kW未満	0.5万kW以上	0.35万kW以上
原子力発電所	すべて		
風力発電所	1万kW以上 0.75万kW以上1万kW未満		
廃棄物最終処分場	30ha以上 25ha以上30ha未満	10ha以上	8ha以上
公有水面の埋立又は 干拓	50ha超 40ha以上50ha以下	20ha以上	16ha以上
土地区画整理事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
工業団地の造成	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上 75ha以上100ha未満		
流通業務団地造成事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
住宅用地の造成	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
農用地の造成及び改良		造成 40ha以上 改良 200ha以上	造成 30ha以上 改良 150ha以上
ゴルフ場の建設		新設：ホール数18以上 平均距離100m以上、又 はホール数9以上18未 満、平均距離150m以上 変更：増設9ホール以上	新設：すべて  変更：増設6ホール以上
養豚場の建設		豚房面積 7,500㎡以上	豚房面積 5,500㎡以上
工場等の建設		総排出ガス量 20万 $\text{m}^3$ /時以上 又は総排出水量 5,000 $\text{m}^3$ /日以上	総排出ガス量 15万 $\text{m}^3$ /時以上 又は総排出水量 3,750 $\text{m}^3$ /日以上
その他土地改変		40ha以上	30ha以上
港湾計画	埋立・掘込面積300ha以上 2種事業設定なし	120ha以上	90ha以上

※1 法第1種事業とは、必ず環境影響評価を行う事業であり、法第2種事業とは、環境影響評価が必要かどうかを主務大臣等が個別に判定する事業である。

※2 条例の特定地域は、自然公園法の特別地域、自然環境保全法の特別地域など、特に配慮が必要な地域をいう。

## 第2節 環境教育・環境学習の推進

### 1 県環境教育等行動計画の策定

私たちの周りには、大気・水・土壌環境の汚染などの身近な環境問題から、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球規模の環境問題まで、様々な環境問題が存在しており、これらは、私たちの日常生活や社会経済活動と密接に関連しています。これらの環境問題は、経済・社会の制度見直しだけでなく、私たち一人ひとりが、取り組まなければなりません。このため、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが重要です。

県では、平成17年3月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき様々な環境学習の施策を推進してきましたが、本県を取り巻く社会経済情勢や環境を巡る状況等が変化してきました。一方、平成23年6月には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正により、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が新たに制定されました。このため、これらを踏まえて「県環境学習推進基本方針」を見直すこととし、平成28年3月に「県環境教育等行動計画」を策定しました。

この「県環境教育等行動計画」では、本県における環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を担っていく人材の育成を目指しています。

また、県教育委員会では、環境教育の在り方について研究、実践を行う研究協力校を指定するなど、学校の実態や自然の豊かさを生かした体験的な環境教育を推進しています。また、県総合教育センターでは研修講座「体験活動を通して実感させる環境教育」を開催し、指導者の育成に努めています。各学校においても「総合的な学習の時間」等を活用して、全ての小・中学校で、地域の特色を生かした体験的な活動に取り組んだり、各教科等との関連を図った学習を推進したりするなど、全教育活動の中で環境教育を行っています。

### 2 環境学習ネットワークの構築

子どもから大人まで、鹿児島県の身近な環境から地球環境の問題まで幅広く調べることができる環境学習ポータルサイト「かごしまecoネット」を運営しました。

### 3 こどもエコクラブの支援

こどもエコクラブの会員を対象として、地域における自主的な環境学習や環境保全に向けた取組を支援しました。

#### (1) こどもエコクラブの概要

「こどもエコクラブ」は、次代を担う子供たちが、地域において自主的に環境学習や実践活動を行うことを目的に、幼児から高校生で結成されたクラブです。

県では、一般財団法人 鹿児島県環境技術協会内に事務局を置き、子供たちが地域の中で仲間と一緒に地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるよう支援しました。  
(表4-2)

#### ・ クラブの活動内容

リサイクル活動、清掃活動、自然観察、水質調査、環境学習会など

**表4-2 登録状況**

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市町村数	22	28	26	20	26	16	20	14	16	15	8	9
エコクラブ数	111	108	86	76	116	80	92	93	57	60	48	39
会 員 数	1,584	1,772	1,091	1,421	2,612	2,121	2,293	2,151	1,895	1,928	1,631	2,114

年 度	H26	H27	H28
市町村数	9	11	11
エコクラブ数	39	32	22
会 員 数	2,164	1,771	1,284

#### 4 環境学習指導者人材バンクの利用促進

県内各地の環境学習指導に係る有資格者の情報を整備し、県ホームページ上で県民に公開することにより、県民自ら身近な指導者に環境学習会等の講師を依頼することを可能にし、自主的な環境学習の促進を図りました。

- ・ 人材バンク登録者数87人（平成29年3月末現在）

#### 5 かがしまこども環境大臣の任命

自然環境の保護や廃棄物対策等、環境保全活動を積極的に行っていこうとする子供たちを対象に環境全活動に関する作文（環境レター）を募集し、優秀賞に選ばれた子供たち6人を「かがしまこども環境大臣」に任命し、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材の育成を図りました。（表4-3、4-4）

##### (1) かがしまこども環境大臣の活動

- ・ かがしまこども環境大臣サミットへ参加（表4-4）
- ・ 県主催やその他の環境イベント参加

**表4-3 環境レター応募状況の推移**

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	330人(18校)	360人(14校)	277人(10校)	523人(21校)	547人(7校)	517人(9校)	355人(7校)
中学校	199人(12校)	199人(13校)	191人(9校)	109人(9校)	284人(9校)	74人(6校)	172人(6校)
計	529人(30校)	559人(27校)	468人(19校)	632人(30校)	831人(16校)	591人(15校)	527人(13校)

**表4-4 かがしまこども環境大臣サミット**

時 期	場 所	内 容
8月4～5日	かがしま水族館、青少年研修センター等	環境学習、環境宣言づくり等

#### 6 屋久島における環境学習

屋久島環境文化財団では、世界自然遺産に登録された屋久島の自然をフィールドに、自然の大切さや自然と人とのかかわり（「環境文化」という。）を学ぶ環境学習事業を屋久島環境文化研修センターを拠点に展開しています。これまでの受講者数は、表4-5のとおりです。

また、屋久島の自然環境・歴史・民俗について学習する屋久島研究講座等を開催しました。

## (1) 環境学習自主事業

### ① 屋久島自然文化体験セミナー

県内はもとより、全国の小・中学生，高校生，大学生，一般の方々を対象に，月1回程度，おおむね2泊3日の日程で，屋久島の海，山，川などをフィールドに，野外活動を中心とする自然体験型の環境学習です。

毎回，テーマや研修内容，対象者を決め，全国に募集を行っています。

また，このほか屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できるエコツアーも実施しています。

### ② ふるさとセミナー

島内の方々を対象に，屋久島の身近な自然を素材にしてふるさとの新たな一面を発見したり自然のすばらしさを学ぶための体験型研修を実施しています。

### ③ 星空観察会，自然に親しむ集い

星空や宇宙への関心を高めるため，島内各地で季節ごとの星空観察を行う星空観察会や，自然に親しむ集いを実施しています。

## (2) 環境学習受入事業

小・中学校，高校，大学の教育活動の一環として，あるいは環境関係団体やエコツアー各種団体からの要請に応じて実施しています。（表4-5）

- ・ 短時間研修（少人数～80人，1～2時間）
- ・ 1日研修（10人～，宿泊を伴わない）
- ・ 宿泊研修（10人～40人，1泊2日）

表4-5 環境学習受講者数

（単位：人）

区分		年度				
		H24	H25	H26	H27	H28
自主事業	屋久島自然体験セミナー	95	148	306	299	299
	屋久島ふるさとセミナー	241	241	243	982	1,109
	1日研修	288	288	860	365	247
	特別企画研修	-	-	-	-	-
受入事業	短時間研修	208	221	441	379	325
	1日研修	928	1,196	860	761	971
	宿泊研修	1,589	1,589	4,089	4,563	3,971

## 7 環境の日及び環境月間

6月5日の「環境の日」は，事業者及び国民の間に環境の保全についての関心と理解を深めるとともに，積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため，平成5年11月に公布，施行された「環境基本法」に基づき設けられました。そもそも，この「環境の日」は，1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」が6月5日から始まったことを記念して我が国の提唱により設けられた「世界環境デー」を踏まえたものです。

以来，我が国では，6月5日から11日までの1週間を「環境週間」として，また，平成3年からは，6月を「環境月間」として環境保全の普及啓発に努めています。

本県においても，関係機関団体の協力のもとに，環境問題に対する関心を高め，できることから行動に移す機会にするため，各種の関連行事を表4-6のとおり実施しました。